Ⅴ．安心して働けるために

1．雇用対策事業

❶ 求人説明会

区内の中小企業を対象に、次年３月新規高等学校卒業者の求人申込方法等について説明会を行うことにより、効果的な採用を促すとともに求人活動の一助とすることを目的としています。

実施時期	毎年５月下旬～６月上旬
会　　場	中央区立中央会館「銀座ブロッサム」ホール　中央区銀座２丁目15番６号
主　　催	中央区・ハローワーク飯田橋
内　　容	ハローワーク飯田橋職員による求人者に対しての説明、資料配布
参加費用	無料

問合せ先　中央区役所商工観光課商工振興係　☎ 03 (3546) 5329

2．（公財）中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」

区内中小企業勤労者の福利厚生を向上させるため、会員及び広く区内の一般中小企業勤労者の皆さまが利用できる事業を行っています。

■交通機関のご案内
●東京メトロ　日比谷線／都営地下鉄　浅草線
「東銀座駅」A2出口から徒歩１分
●東京メトロ　銀座線／丸の内線
「銀座駅」A7出口から徒歩３分

問合せ先　（公財）中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」
☎ 03 (3546) 8610　FAX 03 (3546) 8406
〒104-0061　東京都中央区銀座4-9-8　NMF銀座四丁目ビル2Ｆ
ＵＲＬ　〈レッツ中央HP〉
http://www.chuo-tokyo.com/
E-mail　kinro@chuo-tokyo.com

3．勤労者のための貸付制度

❶（公財）中央区勤労者サービス公社生活資金融資

中小企業に勤務する方々を対象に、臨時的に必要な生活資金の融資をあっせんし、指定金融機関が審査のうえ融資を行っています。

問合せ先 （公財）中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」
☎ 03（3546）8610

ＵＲＬ 〈レッツ中央HP〉
http://www.chuo-tokyo.com/
トップページ「事業案内（ガイドブック）」→「5 生活・自己啓発」
→「5.資金融資・共済制度」

❷ 東京都中小企業従業員一般生活資金融資「さわやか」

都内に在勤または在住の中小企業従業員の方に、生活資金を低利で融資しています。個人融資「さわやか」は、一時的に資金が必要な方へ、結婚資金、引越費用やレジャーなどにご利用いただけます。

❸ 子育て・介護支援融資「すくすく・ささえ」

子育てや介護と仕事を両立する方を応援する融資制度です。

問合せ先
- 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03（5320）4653
  （❷❸とも）
- 中央労働金庫銀座支店 ☎ 03（3542）4041
- 中央労働金庫日本橋支店 ☎ 03（3206）9651
- （一社）東京都信用組合協会 ☎ 03（3567）6211
  （子育て・介護支援融資に限る）

ＵＲＬ 〈TOKYOはたらくネットHP〉
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/fukuri/yushi/index.html
トップページ「働く環境の改善」→「働いている方の福利厚生」
→「東京都中小企業従業員生活資金融資」

4．中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）

中退共制度は、法律に基づき設立された中小企業のための国の退職金制度です。

事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金は事業主が指定した預金口座から引き落とされます。従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づき、中退共本部から従業員へ直接退職金が支払われます。

問合せ先　独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部　☎ 03 (6907) 1234
U R L　〈中小企業退職金共済事業（中退共）本部HP〉
https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

5．小規模企業共済制度（事業主の退職金制度）

小規模企業の個人事業主、共同経営者、会社等役員を対象とした、「第一線を退いた時の生活の安定又は、事業の再建を図るための資金の準備」を目的とした共済制度です。いわば、経営者の退職金制度です。掛金の額と納付月数に応じて、法令で定められた共済金が支払われます。

問合せ先　独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室　☎ 050 (5541) 7171
U R L　〈独立行政法人中小企業基盤整備機構HP〉
https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html
トップページ「共済制度」→「小規模企業共済」

6．働き方改革関連法の概要

「働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）」は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずるために定められた法律です。

U R L　〈厚生労働省HP〉
https:/ www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/0000148322.html
トップページ「政策について」→「分野別の政策一覧」
→「雇用・労働」→「労働政策全般」
→「「働き方改革」の実現に向けて」

7．男女雇用機会均等法の概要

「男女雇用機会均等法」は、職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・配置・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止等を定めた法律です。性別を理由とする差別の禁止、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント対策、妊娠中及び出産後の健康管理に関し事業主の講ずべき措置、労働者と事業主の間に紛争が生じた場合の救済措置などを規定しています。

問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部　指導課　☎ 03 (3512) 1611

ＵＲＬ 〈東京労働局HP〉
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/kinto.html
トップページ「各種法令･制度・手続き」→「雇用均等関係」
→「男女雇用機会均等法」

8．女性活躍推進法の概要

女性活躍推進法は、職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主それぞれの女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律です。この法律に基づき、従業員数 301 人以上（令和４年４月１日以降は 101 人以上）の企業は、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②数値目標等を盛り込んだ行動計画の策定、③行動計画の労働者への周知及び外部への公表、④行動計画を策定した旨の労働局への届出、⑤女性の活躍に関する情報公表が義務付けられています。

問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部　指導課　☎ 03 (3512) 1611

ＵＲＬ 〈厚生労働省HP〉
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html
トップページ「政策について」→「分野別の政策一覧」
→「雇用・労働」→「雇用環境・均等」
→「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために」
→「女性活躍推進法特集ページ」

9．育児・介護休業法の概要

「育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）」は、子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を推進するために施行された法律です。

問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部　指導課　☎ 03 (3512) 1611

ＵＲＬ 〈厚生労働省HP〉
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html
トップページ「政策について」→「分野別の政策一覧」
→「雇用・労働」→「雇用環境・均等」
→「育児・介護休業法について」

❶ 東京しごと財団の両立支援

○働くパパママ育休取得応援奨励金

女性の就業継続や男性の育児休業取得を後押しする都内企業を支援するため、働くパパママ育休取得応援事業を実施しております。

◇働くパパコース（都内企業等対象：企業規模不問）

都内在勤の男性従業員に、連続15日以上の育児休業を取得させた都内企業等に対し、連続15日取得25万円支給、15日ごとに25万円加算

最大 300 万円支給（※条件により加算あり）

◇働くママコース（常時雇用する従業員数 300 名以下の中小企業等対象）

都内在勤の従業員に 1 年以上の育児休業を取得させ、職場環境を整備した都内中小企業等に対し、125 万円支給

問合せ先 東京しごと財団　雇用環境整備課　育児休業促進支援担当係
☎ 03 (5211) 2399

ＵＲＬ ■詳細・申請様式はこちら
https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html

○介護休業取得応援奨励金（常時雇用する従業員数 300 名以下の中小企業等対象）

都内在勤の従業員に介護休業（有給の介護休暇含む）を取得させ、職場環境を整備した都内中小企業等に対し、合計 15 日取得で 25 万円支給、合計 31 日以上取得で 50 万円支給することで介護休業の取得促進、就業継続を後押しします。

問合せ先 東京しごと財団　雇用環境整備課　育児休業促進支援担当係
☎ 03 (5211) 2399

ＵＲＬ ■詳細・申請様式はこちら
https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kaigo.html

10. 次世代法の概要

「次世代法（次世代育成支援対策推進法）」は、日本の急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために施行された法律です。この法律に基づき、従業員数101人以上の企業は次世代育成支援のための一般事業主行動計画を策定し、管轄の都道府県労働局に届け出るとともに、一般への公表、従業員への周知が義務づけられています。

問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部　指導課　☎ 03 (3512) 1611

U R L 〈東京労働局HP〉
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/_120053.html
トップページ「各種法令・制度・手続き」→「雇用均等関係」→「次世代育成支援対策推進法」

11. 高齢者・障害者の就業

❶ 中央区シルバー人材センター

健康で働く意欲と能力のある高齢者向けの就業システムです。高齢者の福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として運営されている公益法人で、法律により国・東京都・中央区の指導、援助を受けています。

高齢者の安全に配慮した仕事を事業所・家庭・公共団体等から引き受け、会員の経験・能力に応じて提供し、従事した仕事に応じて配分金を支払います。

仕事の内容は、受付事務、書類整理、宛名書き、清掃などの臨時的、短期的または軽易なものとなります。会社や商店・ご家庭からの発注をお願いします。

- **会員になるには**　60 歳以上の区民で、健康で働く意欲があり、センターの「自主・自立、共働・共助」の趣旨に賛同できる方。
- **配分金**　自分で働いた仕事量に応じて、センターから配分金が支払われます。
- **会員傷害保険**　労災保険は適用されませんが、仕事中及び仕事の行き帰りのケガ等は、団体傷害保険による補償が受けられます。
- **入会手続き**　毎月 13 日（土・日・祝のときは直前の平日）午前 10 時から、入会説明会を開催しています。センターの仕組みなどの説明を受けたあと、希望する仕事内容等を記入した申込書を提出し、理事会の承認により会員となります。
  ※住所・年齢を確認できる保険証等と印鑑を持参してください。
- **会費**　会費は、年額 1,000 円です。

問合せ先 (公社)中央区シルバー人材センター
☎ 03 (3551) 2700　FAX 03 (5542) 2100

U R L 〈中央区シルバー人材センター HP〉
https://webc.sjc.ne.jp/chuo

E-mail chuo@sjc.ne.jp

❷ 無料職業紹介所シルバーワーク中央

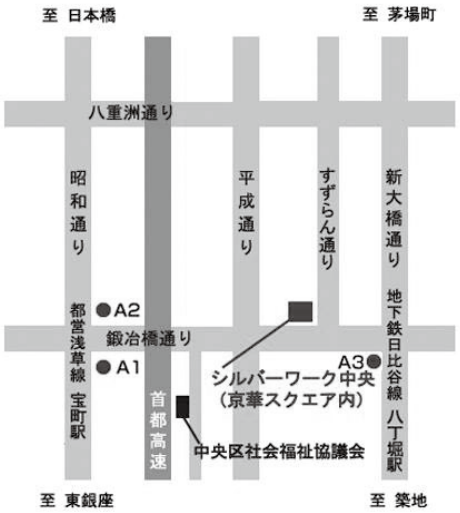

シルバーワーク中央は、高年齢者を対象にした無料職業紹介所です。

おおむね55歳以上の方を対象にフルタイムからパートまで常時4000件以上の多種・多様なお仕事の情報を提供しています。また、履歴書の書き方や面接の受け方、求職先の選択などのアドバイスや職業支援セミナーや面接会も開催しております。

事業主様へ

シルバーワーク中央への求人登録・紹介は無料で行っています。高年齢者の豊かな経験や能力をお役立てください。

受付日時　毎週月曜日から金曜日
（祝日・年末年始を除く）
午前９時から午後４時まで

所 在 地　中央区八丁堀3-17-9　京華スクエア1階

（運営）中央区社会福祉協議会管理部　〒104-0032　中央区八丁堀4-1-5

問合せ先　シルバーワーク中央　☎ 03 (3551) 9200　FAX 03 (3553) 5531

ＵＲＬ　〈シルバーワーク中央HP〉
http://sw-chuo.com

❸ 障害者就労継続支援（B型）施設「さわやかワーク中央」

働く意欲がある障害のある方に対し、就労の機会を提供するとともに、一般企業などへの就労や生活を豊かにするために必要なスキルや社会性の習得を支援しています。

（運営）中央区社会福祉協議会障害者就労促進部 〒103-0004 中央区東日本橋2-27-12-4F

問合せ先　さわやかワーク中央　☎ 03 (3865) 3661　FAX 03 (3865) 3662

ＵＲＬ　〈中央区社会福祉協議会HP〉
https://www.shakyo-chuo-city.jp/

❹ 障害者就労支援事業「中央区障害者就労支援センター」

障害のある方の一般企業等への就労機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する支援を行います。また、障害のある方の雇用を推進する企業の相談に応じるほか、主に就労を目指す方を対象に障害福祉サービス等利用計画を作成し、適切なサービス利用に向けた支援を行います。

（運営）中央区社会福祉協議会障害者就労促進部　〒103-0004 中央区東日本橋2-27-12 5F

問合せ先　中央区障害者就労支援センター
☎ 03 (3865) 3889　FAX 03 (3865) 3662
U R L　〈中央区社会福祉協議会HP〉
https://www.shakyo-chuo-city.jp/
E-mail　work@shakyo-chuo-city.jp

12. 就職支援

❶ 東京しごとセンター

東京しごとセンターは、東京都が都民の方の雇用や就業を支援するために設置した「しごとに関するワンストップサービスセンター」です。

人材活用をお考えの事業所の皆さまに対し、求人のお預かりのほか、働く意欲と能力を持った高齢者の人材情報の提供（シニア人材の活用、人材開発コース）や求職者と出会えるイベントの開催など、様々なサービスを提供しています。

①事業所相談

事業所の皆さまに、以下のサービスを提供しています。

■ヤングコーナー「企業情報公開サービス」

■ミドルコーナー及び女性しごと応援テラスの求人

※しごとセンターでの求人受付には、一定の要件がございます。詳しくは、事業所相談担当までお問い合せください。

■求人検索サイトへの求人情報掲載

求人検索サイト「しごと検索システム」にインターネットで求人情報をご登録いただけます。

問合せ先　総合相談係（事業所担当）　☎ 03 (5211) 2804
U R L　〈東京しごとセンター事業所相談HP〉
https://www.tokyoshigoto.jp/jigyousyo/soudan/

②シニア中小企業サポート人材プログラム

大手・中堅企業において培った専門スキルと実務経験を活かして、中小企業への再就職を目指すシニア層のための講習です。また、修了者の人材情報は希望する企業へ「人材情報」として提供しています（年4 回更新）。ホームページからもお申込み可能です。

問合せ先　協働事業担当係　☎ 03 (5211) 2325

③人材確保相談窓口（雇用環境整備課）

東京しごと財団では、人材確保相談窓口を設け、採用活動に関する様々なお悩みや課題解決をサポートしています。また、人材確保等に関するセミナーやコンサルティング支援を無料で行っています。

※セミナー及びコンサルティングのご利用には、一定の要件がございます。詳しくは、当窓口までお問い合わせください。

問合せ先 雇用環境整備課　人材確保支援担当係　☎ 03 (5211) 2174
月曜日～金曜日　9 時～17時 (12時～13時を除く)
※土日祝日及び年末年始 (12月29日～1 月 3 日) はお休みです。

U R L 〈東京しごとセンターHP〉
https://www.tokyoshigoto.jp/
〈東京しごと財団　雇用環境整備課HP〉
https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/

13. パート労働者の雇用

❶ パートタイム労働者

事業主はパートタイム労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する義務とともにパートタイム・有期雇用労働法等に基づき、就業の実態、正社員との均等・均衡（同一労働同一賃金）などを考慮して処遇する必要があります。

❷ 労働契約と就業規則

①労働条件の明示

使用者がパートタイマーを雇入れたときは、主な労働条件を明らかにした書面（労働条件通知書）をパートタイマーに交付する必要があります。

②就業規則

常時 10 人以上の労働者（パートタイム労働者を含む）を使用する事業主は、就業規則を作成して労働基準監督署に届ける必要があります。また、パートタイム労働者に係る事項について就業規則を作成・変更するときは、事業主は、パートタイム労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くよう努めなければなりません。

問合せ先 中央労働基準監督署方面　☎ 03 (5803) 7381
（パートタイム・有期雇用労働法は
東京労働局雇用環境・均等部指導課　☎ 03 (3512) 1611）

U R L 〈東京労働局HP〉
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/kantoku/list/k-map-01.html
トップページ「労働基準監督署」→「労働基準監督署の管轄地域と所在地一覧」→「中央労働基準監督署」

❸ 労働条件

①労働時間

使用者は、パートタイム労働者について、できるだけ所定労働時間を超えて、または所定労働日以外の日に労働させないようにするとともに、所定労働時間を超えて、又は所定労働日以外の日に例外的に労働させることがある場合には、雇入の際本人に対して、その旨及びその程度を明示することが求められます。

②最低賃金

パートタイマー、臨時・アルバイトを含むすべての労働者に適用され、これより低い賃金で使用することはできません。

問合せ先 中央労働基準監督署方面　☎ 03 (5803) 7381
中央労働基準監督署総合労働相談コーナー　☎ 03 (6866) 0008

ＵＲＬ 〈東京労働局HP〉
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/annai.html
トップページ「労働局について」→「関連施設」→「総合労働相談コーナー」

③健康診断

常時使用するパートタイム労働者には健康診断を実施しなければなりません。

問合せ先 中央労働基準監督署安全衛生課　☎ 03 (5803) 7382

④男女雇用機会均等法

性別による差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント対策、母性健康管理措置など男女雇用機会均等法の定めは、パートタイム労働者にも適用されます。（p35 参照）

⑤育児休業・介護休業

パートタイム労働者にも、p36 にある育児休業・介護休業の制度等を講じなければなりません。

ただし期間を定めて雇用される労働者の育児休業・介護休業については、一定の要件を満たした場合にのみ取得することができます。

問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部指導課　☎ 03 (3512) 1611

❹ 年次有給休暇

雇入れの日から起算して 6 カ月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上を出勤したときは年次有給休暇が付与されます。また、所定労働時間が週 30 時間以上又は週の所定労働日数が 5 日以上の場合に通常労働者と同じ有給休暇日数を、30 時間未満で週の所定労働日数が 5 日未満の場合には所定労働日数に応じて有給休暇日数が決められています。

問合せ先 中央労働基準監督署方面　☎ 03 (5803) 7381
中央労働基準監督署総合労働相談コーナー　☎ 03 (6866) 0008

❺ 労働保険

①労災保険

業務上の災害の場合、パートタイマーも労災保険が適用されます。また、保険料は、全額事業主の負担となります。

問合せ先 中央労働基準監督署労災課　☎ 03 (5803) 7383

②雇用保険

１週間２０時間以上の労働、雇用期間が31日以上見込まれる、など一定の条件が備わっていれば加入対象になります。

問合せ先 飯田橋公共職業安定所（ハローワーク飯田橋）
☎ 03 (3812) 8609

ＵＲＬ 〈ハローワーク飯田橋HP〉
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi.html

❻ 解　　雇

解雇するときは、原則として合理的な理由と最低３０日前の解雇予告が必要です。

なお、予告を行わずに解雇するときは、最低３０日分の平均賃金を支払う必要があります（解雇予告手当）。

問合せ先 中央労働基準監督署方面　☎ 03 (5803) 7381
中央労働基準監督署総合労働相談コーナー　☎ 03 (6866) 0008

❼ 退　職　時

労働者が退職に際し、退職事由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければなりません。

問合せ先 中央労働基準監督署方面　☎ 03 (5803) 7381
中央労働基準監督署総合労働相談コーナー　☎ 03 (6866) 0008

❽ 職場におけるパワーハラスメント対策の義務化

中小事業主は、令和４年（2022年）４月1日から、改正労働施策総合推進法により職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務付けられます。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、上記の取組について、詳しい情報を発信しています。ぜひご活用ください。

問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部指導課　☎03 (3512) 1611

ＵＲＬ https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

NO ハラスメント
ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団

14. 外国人労働者の雇用

❶ 在留資格（法改正により名称等が変更になることがあります。）

就労できる資格 ※(制限あり)	原則として就労できない資格	制限がない資格
外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習、特定技能	文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者

※在留資格によって就労可能な活動の範囲が異なります。
※「特定活動」の在留資格については、その指定される内容によって就労の可否が決まります。

問合せ先 東京出入国在留管理局
☎0570-034259 (IP電話・海外から：03 (5796) 7234)
外国人在留総合インフォメーションセンター
☎ 0570-013904 (IP電話・PHS・海外から：03 (5796) 7112)
U R L 〈出入国在留管理庁HP〉
http://www.moj.go.jp/isa/index.html

❷ 募集・採用するとき

①合理的な理由なく外国人のみを募集することはできません。また、外国人であることを理由に応募制限することはできません。国籍に関わりなく、能力・適性に基づいた公正な採用選考をお願いします。
②あっせん、仲介により採用する場合は、当該事業者が法に基づく許可・届出をしているか確認してください。
③労働関係法令は国籍に関わらず適用されます。賃金、労働時間、休日、社会保険関係等関係法令を遵守して労働条件を決めてください。また、採用時には労働条件を書面（労働契約書、労働条件通知書等）で交付してください。
④外国人を採用したときは、ハローワークへ「外国人雇用状況届」を提出する必要があります。書式はハローワークの他、東京労働局のホームページでも入手できます。また、インターネットで手続きすることも可能です。
※いずれも「特別永住者」の方は対象外となりますのでご留意ください。

問合せ先 飯田橋公共職業安定所（ハローワーク飯田橋）
☎ 03 (3812) 8609
U R L 〈ハローワーク飯田橋HP〉
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi.html

⑤労働時間・賃金額を必ず賃金台帳に記載し、健康診断も実施します。

問合せ先 東京労働局外国人労働者相談コーナー ☎ 03 (3512) 1612

U R L 〈東京労働局HP〉
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/roudou_kijun/20050415-foreigner.html
トップページ「ニュース&トピックス」→「労働局からのお知らせ」
→「労働基準部からのお知らせ」→「外国人労働者相談コーナーのご案内」

⑥外国人を雇用する際には、在留カードの有無、在留カード表面に記載されている「就労制限の有無」、在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を必ず確認してください。不法就労させた事業主は処罰の対象となりますので、注意してください。
⑦原則として、在留期間を超えて雇用することはできません。在留期限には注意してください。

問合せ先 東京出入国在留管理局
☎0570-034259 (IP電話・海外から：03 (5796) 7234)
外国人在留総合インフォメーションセンター
☎ 0570-013904 (IP電話・PHS・海外から：03 (5796) 7112)

U R L 〈出入国在留管理庁HP〉
http://www.moj.go.jp/isa/index.html

❸ 労働条件

①差別的取扱いの禁止
労働基準法は、「使用者は、労働者の国籍、信条…を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない」（第 3 条）と定めています。
この法律は在留資格上の不法、合法に関係なく適用されるものです。

②賃金
労働基準法による賃金支払の原則通貨払い、直接払い、全額払い、毎月・定期払いは外国人労働者にも適用されます。

③労災補償
労災保険制度は国籍を問わず外国人労働者にも適用されます。

問合せ先 東京労働局外国人労働者相談コーナー ☎ 03 (3512) 1612

④雇用保険・社会保険
雇用保険については、被保険者となる所要の要件を満たす場合は、在留資格の如何を問わず原則として被保険者となります。健康保険、厚生年金保険も外国人労働者に対する特別な取扱いを行ってはいけません。給付についても、要件を満たせば日本人と同様な給付が受けられます。

問合せ先 飯田橋公共職業安定所（ハローワーク飯田橋） ☎ 03 (3812) 8609
中央年金事務所 ☎ 03 (3543) 1411

⑤解雇

少なくとも30 日前に予告するか、30 日分以上の平均賃金の支払いが必要になります。なお事業場内における盗取、横領など労働者の責に帰すべき事由により解雇する場合においては、労働基準監督署の認定があれば、予告手当を支払わず、即時解雇することができます。以上のような手続をとったとしても、その解雇に「合理的な理由」がないときは、無効となります。

期間の満了によって労働契約が終了するときは解雇ではありませんが、期間終了後も引続き働いていることを認めていれば、期間の定めのない労働契約が結ばれたとみなされることもあります。

問合せ先 東京労働局外国人労働者相談コーナー ☎ 03 (3512) 1612

❹ 外国人労働者相談コーナーのご案内

日本で働く外国人労働者の皆様のために、英語・中国語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・カンボジア語（クメール語）・モンゴル語による労働条件の相談を受け付けております。

言　語	曜　日
英語	月・水・木・金
中国語	月・火・木
タガログ語	月・火・水・金
ベトナム語	火・木・金
ネパール語	火・水・木
カンボジア語（クメール語）	水
モンゴル語	金

場　　所：東京労働局労働基準部監督課
時　　間：9:30 ～ 16:30（12:00 ～ 13:00 を除く）
相談内容：賃金、解雇、退職、労働時間、休日などの労働条件一般
電　　話：03-3816-2135
※曜日は変更になることがありますので、あらかじめご確認の上、予約をしてからご来局下さい。

問合せ先 東京労働局外国人労働者相談コーナー ☎ 03 (3512) 1612

ＵＲＬ 〈東京労働局HP〉
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/roudou_kijun/20050415-foreigner.html
トップページ「ニュース＆トピックス」→「労働局からのお知らせ」→「労働基準部からのお知らせ」→「外国人労働者相談コーナーのご案内」

15. 労働相談情報センター（労働問題全般の相談・無料）

東京都では、賃金不払いや解雇をはじめ、労働問題全般に関する相談に応じています。

①電話相談

東京都ろうどう 110 番　0570 － 00 － 6110

月曜から金曜の午前 9 時～午後 8 時（終了時間）、土曜日の午前 9 時～午後 5 時（終了時間）

（祝日及び 12 月 29 日～ 1 月 3 日を除く。土曜日は祝日及び 12 月 28 日～ 1 月 4 日を除く。）

②来所相談

予約制です。事前に必ずご連絡ください。

問合せ先　東京都労働相談情報センター
東京都千代田区飯田橋3−10−3 東京しごとセンター 9 階
☎ 03 (3265) 6110

U R L　〈東京都労働相談情報センターHP〉
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/soudan-c/center/